



令和2年11月17日

いちき串木野市長 田畑 誠一 殿

いちき串木野市特別職報酬等審議会
会 長 平 野 道 幸



答 申 書

令和2年11月9日付い串総第248号で貴職から諮問のあった特別職報酬等に関し、当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 結 論

今回諮問された報酬額等について

- ① 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の額については、改定を行わず現行額に据え置くことが適当である。
- ② 市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、0.05月分引き下げることが適当である。
- ③ 市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合について、現行の支給割合は適当である。

2 理 由

当審議会としては審議するにあたり、当局の提出資料を基に県内各市の給料額等の状況、九州内類似団体の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等について分析を行った。

始めに、市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内各市の状況等に特段の変更がないことから、引き続き、改定は行わず据え置くことが適当であると判断した。市議会議員の報酬の額については、県内各市の報酬額と比較しても、見直しの特段の事由はないことから、改定は行わず据え置くことが適当であると判断した。

次に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給（ボーナス）を改定（年間3.40月分→3.35月分（0.05月分引き下げ））される見込み

であることや県内各市の状況を考慮すると0.05月分引き下げることが適当であると判断した。なお、令和2年12月支給分から引き下げることが適当である。

最後に、市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合については、退職手当組合に加入していること、職務・職責に大きな変化が見当たらないことに加え、他団体と比較して大きく均衡を失しているとは考えられないことから、据え置くことが適当であると判断した。

3 その他

審議会の開催については、社会・経済情勢の変化を的確に把握し、他団体との均衡を考慮する必要があることから、次年度以降も適宜開催されることを提言する。

いちき串木野市特別職報酬等審議会

会長	平野	道幸
職務代理	岩下	市蔵
委員	屋宮	英夫
〃	小原	文子
〃	勘場	裕司
〃	小原	良則
〃	今	裕之
〃	坂口	重樹
〃	早崎	達哉
〃	古菌	晃一

(委員五十音順)